

河内町町制施行30周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ募集要項

1 趣旨

河内町は、平成8年6月1日に町制を施行し、令和8年にその節目となる30周年を迎えます。30周年を記念し、地域の絆を深め、町内外に河内の魅力を発信する様々な記念事業を実施するにあたり、広く親しまれ、河内町全体が連帯感を高めて30周年を盛り上げるためにふさわしいロゴマークとキャッチフレーズを次のとおり募集します。

2 募集内容

河内町をイメージした明るく元気な雰囲気のロゴマークとキャッチフレーズで30周年をお祝いするのにふさわしいもの

- (1) 最優秀賞となった作品は、河内町町制施行30周年に関わるPR活動(各種印刷物、ホームページ等)及び各種事業において使用する予定としております。
- (2) 行政のみならず、広く町民や地域団体、地域と関わりのある民間企業(地域企業)等が使用することも想定しています。

3 募集期間

令和7年7月14日(月)～令和7年8月22日(金)必着

4 応募資格

河内町に関心のある方ならどなたでも応募可能です。(個人に限る。)

未成年(18歳未満)の方は、保護者の方の同意を得たうえで応募してください。

5 応募方法

応募作品は次のいずれかの方法で提出して下さい。

(1) 窓口を持参する場合

応募用紙と応募作品を河内町役場秘書広聴課に提出してください。手書きの作品の場合は折り曲げないようにご注意ください。電子データの作品の場合は CD、SD カード等の電子記憶媒体で提出してください。

(2) 郵送の場合

応募用紙と応募作品を次の宛先に送付してください。

〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183

河内町役場 秘書広聴課内

河内町町制施行30周年記念事業推進本部事務局

※封筒に「ロゴマーク・キャッチフレーズ応募」と明記してください。

手書きの作品の場合は折り曲げないようにご注意ください。

電子データの作品の場合は CD、SD カード等の電子記憶媒体で提出してください。

(3) 電子申請の場合

河内町電子申請・届出サービスの河内町町制施行30周年記念事業

① ロゴマーク応募フォーム

<https://logoform.jp/form/635T/1118004>



② キャッチフレーズ応募フォーム

<https://logoform.jp/form/635T/1118171>



から必要事項を入力して応募してください。データ形式は、JPG、JPEG、PNG、GIF、PDFとし、5MB 以内とします。

※作品応募用紙ダウンロード(河内町ホームページ)

<https://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/page/page002751.html>



6 応募規定

(1) ロゴマークの応募作品の要件

1. 作品は手書き、電子データどちらでも可能です。
2. 手書きで作成する場合には、縦横15cmに収まるように作成してください。
3. 電子データで作成する場合のデータ形式は、JPG、JPEG、PNG、GIF、PDF、とし、5MB 以内で作成してください。採用された場合には、元データ(ai型式等)を提出していただく場合があります。
4. 作品はカラーで作成してください。ただし、拡大・縮小、単色での使用も考慮したデザインとしてください。
5. 1人で複数の作品に応募することができますが、1作品ごとに応募用紙を作成してください。

(2) キャッチフレーズの応募作品の要件

1. 作品は20文字以内としてください。
2. ひらがな、カタカナ、漢字、アルファベット、記号など自由に使用が可能です。
3. 1人で複数の作品に応募することができますが、1作品ごとに応募用紙を作成してください。

7 審査・発表

- (1) 河内町町制施行30周年記念事業推進本部において審査を行い、採用作品を選びます。
- (2) 採用作品を決定したときは、応募者本人に通知するとともに、採用作品、作成者氏名、住所(市区町村名まで)、年齢をホームページ、広報等で発表します。

8 表彰・副賞

最優秀賞(1作品) 優秀賞(3作品)

※ロゴマーク、キャッチフレーズそれぞれに小学生、中学生、一般の部を設け、部門ごとに優秀賞を選定し、その中から最優秀賞を1作品決定します。

副賞 最優秀賞 令和7年河内町産コシヒカリ 1俵(60kg)

優 秀 賞 図書カード5,000円分

9 注意事項

- (1)応募作品は、自作、未発表で第三者が有する著作権等の権利を侵害しないものに限ります。これに違反していることが判明した場合には、審査結果の発表後であっても採用を取り消します。
- (2)応募作品に関し、第三者との間で著作権その他の権利上の問題が生じた場合は、町は一切責任を負わないものとし、全て応募者の責任において対応することとします。
- (3)応募作品は返却しません。
- (4)採用作品は応募者と協議の上、補正・修正する場合があります。
- (5)ロゴマークの採用作品は、使用にあたり拡大・縮小、色調の変更等の修正を行うことをあらかじめ承諾いただきます。
- (6)採用作品の著作権、商標権、意匠権その他一切の権利は、河内町に帰属するものとします。また、その使用において著作者は著作者人格権を行使できないものとします。
- (7)応募作品の受付、不採用の通知は行いません。
- (8)審査に関する問合せ、異議の申し立ては一切受け付けません。
- (9)応募者の個人情報、河内町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第17号)に基づき適切に管理し、作品の審査及び発表に限り使用します。
- (10)本要項に定めのない事項については、町の判断により決定します。
- (11)応募者は、応募の時点で本要項に同意したものとします。

10 問合せ先

茨城県河内町役場 秘書広聴課内

河内町町制施行30周年記念事業推進本部事務局

電話 0297-84-2111(内線103)